

【審 議 経 過】

【事務局】それでは審議会をはじめさせていただきます。まず、お手元の配布資料をご確認ください。みなさまに議論していただきました『男女共同参画に関する市民意識調査 結果報告書』、3月1日に発行いたしました『男女共同参画だより』、こちらは全戸配布で市民のみなさまにもお配りしております。

それからA4のレジュメ1枚ものと、男女共同参画センターから講座のチラシ4種類を置かせていただきました。よろしいでしょうか。

それでは、会長進行のほうをどうぞよろしく願いいたします。

【会長】今日はみなさまにこれまでにご議論いただいた意識調査の報告及び、意識調査につきまして三回ほどその内容が説明されまして、みなさまのご意見もその都度発言していただきました。その意識調査を通して第3次と違うプランを作るにあたって意識の変化があったか、それと同時に意識調査の進行とプラン改定作業部会ですか、部会長の〇〇委員を中心に検討されました。その中から意識調査を参考にしつつ新たな課題について議論を重ねていただきました。そういう問題のご報告などがあった訳ですけども、そういったことを思い起こしつつ、その議論の中から考え出された新しいことなり、今度のプランに是非こういうことを提起してほしいなど、今日はお一人おひとり自由に発言していただいて、この、第3次とは違う新しい改定版をつくることにしたいと思います。ですので、そういうことを思い出しながら、今日はお一人おひとりご意見を聞かせていただきたいと思います。

【事務局】会長、少し補足させていただいてよろしいでしょうか。お配りしました『男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書』から得られた実態や意識などを踏まえて、第3次男女共同参画プランの見直しについて、審議会から市長に答申を行うこととなります。しかし、2年任期ということで、今期最後の審議会になります。ですので、新しい審議会委員との進捗状況もありますので、プランの内容に関して検討していただくということではなく、今日は審議会委員お一人おひとりからプランの見直しに関するご意見や、2年間、審議会をしていただきましたので、その時のご感想などをいただきたいと思います。

【会長】それでは1番バッターは〇〇委員からですね。今までのお話の中から何かご発言をお願いいたします。

【委員】プランの中身で細かいところに踏み込まず、大枠のことでよろしいですか。

【事務局】はい、そうです。例えばこの文言が間違っているということではなく、もっと大きなことで、こういった内容を盛り込んでほしいなど前回もご意見はいただいているんですけども。

【委員】これまでの感想ということにつきましては、10月以降、こちらの委員をさせていただいていますので、まだ1回しか出ておりませんが、1回出席させていただいて、みなさん活発にお話しさせていただいて、ご自分の生い立ちや経験など真摯に踏まえて議論されているなと思いました。みなさんの熱意が伝わってきて勉強させていただいたところです。

参画プランについてですけれども、いくつかの思いを申し上げますと、1つ目は女性活躍について、これが1つの大きな柱として出てきます。そのことについては進めていくということで、女性も男性も活躍していく社会を作っていくというのは大事なんですけども、最近、大手広告代理店で女性のエリートの方が過労死されて、お亡くなりになるということがありましたけども、女性も男性も過労死するまで活躍を強いられるということではなく、根底に人間らしい活躍の仕方・働き方が保障されないといけないなと思っています。女性活躍の影ですね、例えば正規の女性が育休を取得するときに、代替で入られるのは非正規の女性が多いと。活躍する女性がいる一方で、不安定労働の女性がおられると。何を申し上げたいのかといいますと、独身且つ非正規の中年の女性の4割ほどが、非常に厳しい生活環境にあると新聞に掲載されていたんですけども、35歳から54歳で働く未婚の女性の4割は不安定労働者だということがあったんですけども、見えない女性の課題ということであげられていたんですけども、そういったことも視点として必要じゃないかと思います。あともう1つは、セクシュアル・マイノリティに触れられていて、それは評価できるんですけども、文章の中でセクシュアル・マイノリティと性同一性障がいとして出てくるんですけども、性同一性障がいというのは、セクシュアル・マイノリティの中の1つの形態といいますか、性同一性障がいだけがセクシシュアル・マイノリティではないと覚えておかないといけないと思います。文言としては触れられているんですけども、例えば市営住宅のところで母子家庭やDV被害者を優先というのはあるんですけども、現行としては例えば、同性愛の方だと家族として認められない、入居条件を満たしていないことになるんですけども、理念だけではなく、具体的にプランの中にもセクシュアル・マイノリティの人権というものは盛り込んでいかなければいけないと思うところで。以上です。

【会長】何か〇〇委員のご発言について何かあれば。では、お次の方どうぞ。

【委員】はい。私は〇〇委員といっしょで今期になって2回目の参加なんですけども、実は1年置いた前にこちらに参加させていただいたという経過がありまして、とても丁寧な議論をさせていただいたなと思っています。時代の歴史的な流れの中で、男女共同参画ということが今も、法律というものがあって決まっていることなんですけども、一番最初から<男女>と区別するのはいかがなものか、本当に男と女で分けていいのかということの議論をかなり、熟議した記憶がございます。しかし、法律の流れがあるので、という計画になっているんですけども、今、委員がおっしゃったように、男と女で分けていいんだろうかというところがね、例えば身体的な性と精神的な性が、先ほどセクシュアル・マイノリティのお話もありましたが、色んな方がいるんだよということを大前提にしておかないとやはり、男だから、女だからといった一面的な、外見だけで話が進んでいくという状況をそれでよしとするのではなく、その人らしく、自分らしく暮らしていくという計画にしないといけないですよ、といった話をこれまでにしてきたと思います。ですから、自分の生い立ちの話もさせてもらいましたし、色々な流れの中で、なぜ自分はこんな価値観になっているんだろうと。環境の中で培ってきた価値観というところで私たちは生きていますので、それをこういった場所で、はたまた色んな場所で、自分とは違った価値観の、勿論似たような意見の方もいらっしゃいますが、色んな意見を聞く事で、より自分の中でも深まっていますし、また相手のことも理解できたりするといった、本当に良い審議会に参加させていただいたなと思います。きっとこれはまだまだ、これから延々と続いていくのだろうなということと、世界的には日本の中での女性の置かれている地位というのはすごく低いですよ。これは社会的に目立っているといわれているような場面でもそうですし、一番小さな社会である家庭においても、やはり女性は下に見られたり、逆に女性の家事労働は全く評価されないという状況の中で、子育てや地域での活動といったことには重

きを置かれて任せきりになっている。という状況の中で社会が成り立っています。今回の市民意識調査の中でも女性の意識はどんどん前に進んでいくんだけど、男性の意識がなかなか進まないんだろうなと感じています。今回アンケートの中にもありましたけれども、回答されている年齢というものがきっと大きいと思います。これが20代～30代の若い方たちがどんどん答えていたらと。ですが残念ながら、50歳以上の方たちが沢山回答されていて今回の結果になったのだらうと思います。その部分も理解はできますので、結果として出てきた数字だけが一人歩きするということではなく、このとても大事な市民の意識というものをどう分析するのかということが、生かすも殺すも私達、一人ひとりの市民であると思います。後退したからこれはダメなんだと、一面的な見方もあるかもしれませんが、そのアンケートの中身であるとか、どこが課題なのかといったところも分析していかないといけませんよね。先ほど話題に上がっていましたが、男性と同じように女性も働く輝く社会、というところか、それこそ死ぬまで働くという現状があり、天皇の即位の問題等々もありますが、死ぬまで働かなくてはいけないということでもいいのか。それから、生涯現役という言葉で、いきいきと社会活動するという部分と生計を立てるという経済活動といった部分でのバランスが何か上手くいっていないのだらうと思います。私たちの周りにも、男性や女性にも色んな税負担等がありますし、働かないといけない訳ですが、本当に死ぬまで働いている人たちも出てきています。ですがもう一方では、地域で自分たちの顔の見える範囲で社会活動をしたいという人も増えています。といったところのバランスも含めて、これからどうしていくのか。今、川西でも大事な課題として存在しています。きっとそれは私たちが川西らしく、自分たちの地域で、自分らしく暮らしていくための、この計画が一助になっていく取り組みを進めていくことが大事です。先ほど会長のほうからありましたけども、より具体的な政策を練っていただいてという状況の流れの中では、そのことをまた自分の毎日の生活にリピートさせて、それをキャッチボールしあっていくという意識調査もしました。そしてこれから次の段階に入っていくんだろうなと、楽しみなところではありますが、ですから市民の意見をしっかり聞いて意識調査もして具体的な計画もできました。それが新しい計画となっていく。その計画を今後どう実践していくのかという取り組みが、もっと目に見える形になっていけばと考えています。これから次の任期になり、より具体的なステップに進むとは思いますが、この審議会の場で本音のところで議論ができる、良い審議会だと思っていますし、事務局もそうですし、会長や副会長がすごく大事にされているんだろうなと。私は多々、他の審議会の傍聴にも行かせていただいているんですけども、やはり審議会の運営の仕方は色々あるんですよね。そういった中ではとても安心して傍聴に入れますし、今は審議委員ですけども、参加させていただいて、何と申しましょうか、飾らないで、気負わないで参加できる審議会だだと思います。こういったことが他の審議会でもなされれば、広がっていくといいなと期待しているところでもあります。まだこれから私たちは次の10月まで任期が続きますので、また勉強させていただいて、よりみなさんの考え方や感じ方を聞かせていただければ嬉しいです。ありがとうございました。

【会長】ありがとうございました。それではお次は、〇〇委員お願いいたします。

【委員】私は2年間参加させていただきました。教育における男女共同参画ということは非常に重いものがあると思っています。この審議会に参加させていただいて、現在の社会の状況というものがね、我々が抱えている、教職員のそれぞれが果たしてどこまでアンテナを張れているのかどうか。色々な言葉は出てきましたけれども、それぞれがどこまで把握しているのかどうか。教職員が男女共同参画を考えるうえでの社会問題をしっかりと捉えてですね、それを生徒・児童に義務教育における段階でどのように目を向けていく事ができるかがやはり、川西市がこのプランを立てて、

しっかりとアンケートをとっていただいた結果をもう一度見て、どこまで自分の課題として捉えていくことが出来るのかといったことがやはり今後の課題になるのだと思います。私は小学校に勤務しておりますけども、入学式から始まるわけなんです。今や男女混合名簿というのは各小・中学校で取り入れられています。入学式の名簿を張り出す時も保護者に向けて出す時も男女混合で出すわけでありまして。男女別でやることといえば、身体測定くらいです。ですから普段の生活において体育の並び方は背の順番ですが、男女別というのはまずありません。給食当番にしても日直にしてもそうです。男だから女だからということはないんですけども、発達段階に応じた教育はつけてやらないと、と思います。低学年の1年～3年生までは教師が児童を呼ぶときは「さん」付けで呼びます。男子も女子もさん付けです。それは、性差がはっきりしていないというのがありますが、分け隔てない対応というはじめの段階かなと思っています。それが高学年になりますと、性差があらわれてくるといった部分で「くん」付けで呼ぶ方もおりますが、卒業までずっとさん付けで通す方もいます。そういうところで教師は配慮していると思います。私もこの1年間で他の学校のことでも調べますと、性同一性障がいの子はおります。学校はやはり教職員全員が研修で取り組んでどのようにその子の周りについて、その子自身について理解させていくのかと。かなり勉強されていますね。そして、その子が中学校に入るために、次は校区全体で考えようではないかということで、中学校で他の小学校といっしょになりますね。その子が入ってきた時にさてどうしようではなく、その前の段階で、別の小学校の先生プラス、中学校の先生にも声をかけて、実際こういう児童がいるんですよ、今後中学校に入ってきた時にどうしようということとは話し合っています。ですから子どもたち、特に小学生は具体的にどうなのかというのは非常に難しい部分がありますので、言葉だけではなく、どのような提示の仕方があるのかといったことは、今後の教職員の研修にかかっていると思います。中学校に入って社会に目を向けるということで、男女共同参画ということで、先ほど議員のほうからありましたけども、仕事の問題も上がっていましたが、そういうところで目を向けてほしいという思いはあります。ですから中学校の教師も今後もっと勉強をして、社会問題として捉えていくのだらうと思っています。私もその一助になるように今後も中学校の校長や教頭たちには言っていこうとは思っております。そういう部分で若い教師は、やはり、若い教師と話しているとストレートに入ることが多いです。この川西市の中でも20代、30代の教員の割合がすごく多いです。そういうところで男女共同参画という視点で、先生はどのような立場で、児童・生徒、男児生徒・女児生徒に対して関わりを持つのかということで、やはり性差と男女共同という部分で、実際の学校生活において問題意識を持たせて学校生活を送らせてやりたいなと思います。今後も義務教育を離れてからもそういった意識を高めていくという時間を取っていきたいと思います。中学校で考えられるのは道徳の時間になりますね。問題意識を高められるような時間を取れるように働きかけていきたいと思います。感想になりますけども、教師としてやらなければいけないことは、やはり課題であるし、その課題をはっきりさせて、大事なものであると肝に銘じておきたいと思っています。

【会長】この間も少し思ったんですけども、先生は道徳として教えていきたいという・・・私、道徳について、確か性の問題についてだったと思います。それは、道徳で教えるということはどういったことでしょうか。

【委員】道徳の教科化が目標になっておりまして、年間35時間の内、何時間どの時間と色々な問題がありますので、男女共同参画に関する性の問題も取り上げて良い訳なんです。先ほど申しましたが、実際に性同一性障がいの方がおられるならば、やはりその部分で、研修も設けて2時間なり3時間なりその子のために時間をとっていかないといけないなという部分はあると思います。

ですから、国語で教える、社会で教えるという場合もあるとは思いますが、しっかり枠として確保できるのは道徳の時間だと思います。

【会長】道徳として考えるというのは何か、それはそうだけれども、やはり性の問題はもう少し、子どもたちに教える場合に性に関する知というものを身体を自分自身で判断して間違っただけの性構造が起こらないようにするには、やはり性に関する知を育まないといけないと思いますね。自分の身体について、自分は自己管理するのだと、自分の身体について沢山の知識をもって責任をもって自分の性を管理していくと、対峙していくということを教える必要があるのだと思います。日本人の性の意識というものは根底に強くありまして、性に関することを考えるのは汚らわしいといった感情も根深くあるのだと思います。なかなかそういったことが払拭されなくて、何か公には語られない問題だとか、何かいかかわしい問題だとか、男女共同参画を考えるうえで、なかなか根深くあるのだと思います。そういうことが日本人の中では払拭されていないように感じます。難しくてなかなか上手く申し上げられないんですけども、性について語ることはタブーだと、汚らわしいことだといった、なにか漠然としたものを払拭しないと、中には誤った発言もありますよね。国会議員の中でもそうですし、そこにいつまでも足をひきずられたら、なかなか日本人の性意識というものは変わらないと思います。

道徳とそれに対する知識というものを、自分の性を自分でしっかりと管理して、自分でしっかり考えて生きていく、そして人生を作っていく、というようなことも教えていくといいと思います。それから、いじめの問題についてはプランの中には全く触れられていなかったんですけども、いじめってどういうことだと、学校ではいじめとはどういうものだと教えていらっしゃるんですか。PTAってございますよね、そのPTAの中心課題って何だろうと考えますと、PTAでこそいじめの問題をかなりの部分で解決できるのではないかと思います。子どもといえど、誇りを持っていますから、家庭に帰れば自分がいじめられているなんて言えないですよ。それを言えない子どもたちの問題を引き出して、親は言動なり様子なりでかなりの部分で察知できるのではないかと思います。先生よりも傍目で感知できると、お母さんお父さんが身近で感知できるというのが非常に大切だと思うんですけども、そんな暇はないと言われればそれまでですけども。死にまで追いつめられる子どもたちも出てきている訳です。母親同士がもう少し情報をキャッチして、そして先生も交えてもつれた紐を解いていくというのが一番身近な早道だと思うんです。そのあたりが学校ではどういうふうになっているのでしょうか。

【委員】 沢山言われたので少し・・・

【会長】 少しお待ちください、まとめて言えなかったですね。それからこの間、デートDVのことが上がっていましたよね。デートDVもいじめの一部ですよね。そう考えますと深刻ですよ、一人ひとり自殺していつているのですから。そういったことも同様に考えていただけたらと思います。

【委員】 ごめんなさい会長、色々な観点からおっしゃられて、まず前半の部分で、なぜ道徳かといいますと、保健体育、あるいは理科、社会科等で色んな部分を学んで、それを進化統合して道徳にして先生がまとめられたらいいなという思いでいるんです。人権にも勿論配慮して、人権教育も含めたものとして考えてはいるんです。そういう部分と、いじめというのは小学校では、誰かから身体的にあるいは精神的に嫌な思いをしたら、それはもういじめなんです。では意地悪をしたら、相手も嫌でたまらないと発言したらそれはもういじめなんです。それが、いじめの芽の段階で見つけることができたなら、学校に行きたくないという言葉は出てこないでしょう。ですが実際に学校に

行きたくないという2、3日休む児童がおられるわけです。そこを早めにとらえられることができれば、あるいは家庭のほうで、どうして学校に行きたくないのかという部分でお母さん、お父さんなどが子どもさんとお話する時間というのは常々話しているんですけども、保護者の協力なしではなかなかいじめは解決できないです。ですが、一番初めに発見する立場という点では教師でもある訳です。それは学校にいる中で子どもたちの人間関係をよく見てもらわないと、解決にも結びつかないだろうし、原因もわからないでしょう。そういうところは研修でも行いますし、川西市では学期に一度 いじめアンケート という調査はしています。聞くところによると中学では無記名でやっていると、小学校では記名で実施しております。それは発達段階に応じて学校で決めているんですけども、そういうところでいじめの芽の段階で探そうと努めています。しかし、なかなか先生の見ている範囲でいじめというのは起こらないというのはあります。それは見えていないところで起こることがあります。そして、周りの友達たちがそれをどこまでいじめと認識するのか、あるいはおとなに言いに行くことができるかということは常々言っています。

【会長】はい、では時間に限りがありますのでお次の方に。では〇〇委員をお願いします。

【委員】非常に本音と建前が分かりやすいこの男女共同参画の問題で、みなさん本当に本音でお話していただいて、非常に勉強させていただいたと思っております。正直な感想をいいますと、アンケートの結果を見ただけではわからないところがあるんだらうなという思いはあります。先ほどの委員のお話を聞いて、私が小学校を卒業した何十年前でしょうかね、大分変化したのだなと。先生方が色々と真摯に向き合ってくださっているのだなと思います。学校の先生が仰ることはすぐには子どもたちには、はねかえってこない浸透しないことはありますが、この年齢になっても小学校の頃にあの先生はこう言ったというのが突然よみがえってきたりすることがあり、とても意味のあるこの男女共同参画に関する働きかけかなと思います。学校の話ばかりになってしまっていますが、正直なかなか公立の学校ですと限界があると思いますが、指導要領とは別に研修などがあったり、また、それぞれの家庭で男女の役割分担がはっきりしている家庭の子どもが、学校に行くと全然違うようなことを先生から聞いたりするという意味はすごく大きいと思います。それから、全体的なプランにつきましては、どうしても若年層のほうに目が行ってしまって、これから変わりうる人たちが今どういうふうを考えているのかというのは気になります。その点で一番働きかけられるというよりは学校になるのかなと、先ほどの委員のお話はありがたく拝聴しておりました。短いですが、皆さんの人生をこの審議会の場で聞く事ができて非常に有意義だったと思います。

【会長】ありがとうございました。次は〇〇委員をお願いします。

【委員】私は商工会から2年間出席させていただきましたが、なかなか職業柄なじみのない言葉が多く調べることも多かったですが、非常に私自身、発言することも少なかったですけども、勉強させていただいたと思っております。最後に、この男女共同参画プランを送っていただきまして発言しなさいよということで、急ぎよ読んで勉強させていただいて、私自身の整理も含めてなんですけども思ったことをご披露させていただきたいと思っております。31ページに出ているんですけど、評価指標のところ現状と目標、とても分かりやすく書いていただいているんですけど、すこし踏み込んだ話になります。上から4行目の男性の育児休業の箇所ですが、育児のための部分休業というのが書かれています。それから最下欄には、庁内の男性職員の育児休業の取得率が現行0%、それはそうだと思うんですけども、その通りと言ってはいけないかもしれませんが、それを平成34年には6%にされると明記されていて非常に良いことだと思いますが、私も偶然社内で研修を受ける機会があ

りまして、2か月ほどの日程だったんですけども、今年の1月1日に育児・介護休業法が改正されたんですね。その中で私は知らなかったんですが会社で「パタハラ」という言葉を教えてもらったんですけども、男性が育児をするために休業することに対する嫌がらせが「パタニティ・ハラスメント」と聞いて、私の会社では事業主として、体制として防止するといったことを掲げて、といったことを教えていただいたんです。ですから、何を申し上げたいのかといいますと、そうするならば、法律としてもきちんとフォローしていますよ、法律が改定されていますよといったことを付記されるとプッシュになるのではないかと感じました。私、朝から印刷してきたんですけども、厚生労働省の1月1日付のいわゆる「マタハラ・パタハラの防止措置の新設」といったことが出ています。参考にこれを見まして、さらに分かりやすくするなら、こんな形の表現にするのもひとつの方法かなと思ったところです。さらに42ページの中にも、「さまざまな暴力の根絶」でハラスメントには各種うぬぬと記載されていますが、新しい折角の男女共同参画プランの改定において、パタハラという文言を入れていただくのも1つの方法かなと思いました。それから、23ページの「危機管理と国際的視点による男女共同参画の推進」と大きく出ております。文中の中ほどに「男女共同参画の取り組みは、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して行われています。」と表現されていますね。ここで書かれていることがどういうことか、一昨日ハッキリしました、2020年に東京オリンピックで霞ヶ関が、採用される、やる。それは今までは女性が正会員になれなかったんです。これはIOCの国際的なフォロー、視野、男女平等、その運びとなるようなことが報じられています。昨日の新聞にも掲載されておりました。そういった社会的、国際的なフォローを伝えることによってより分かりやすく進めていけるのではと思っております。ちなみに霞ヶ関、名門なんですけども、私もずっと1年ほど前から利用していたんですけども、川西の鳴尾はね、川西でも正会員は女性でもいてるんですけども、横の、宝塚ゴルフクラブ、それから茨木、現在でも正会員は女性は認められていません。例えば説明でもいいんですけどもフォローするという具体的な形のをプランの中に入れますと分かりやすいのではないかと思います。以上です。

【事務局】すみません、プランの改定版はまだ途中でして、表紙にも記載しているんですけども、評価指標の数値は前回のプランのままです。31ページの男性職員の育児休業の取得率は、平成27年度なんですけども1人おりまして3.1%です。

資料も用意して下さっていたのですね。また終わった後に見せていただけますか。お願いします。

【会長】ありがとうございます。具体的な事例をもう少し書き込んだ方がいいということですか。

【委員】そうです。

【会長】そうでしたら次は、〇〇委員お願いいたします。

【委員】初めは男女共同参画ということを知らずに、こちらに出席させていただきまして、JA女性会からの推薦でこちらに伺ったんです。それで2年間はあっという間に過ぎてしましまして、大して何も言えなかったんですけども振り返ってみますと、JAの中にも色々な委員会があるんですけども、男性の中に混ざって女性会からも出席しますし、地区から男性の役員だけではなく、女性の方も参加されている、後になって感じたんですけども、これも男女共同参画の一つだなと思ひまして、ですがなかなかパーセンテージは少ないんですね。市役所でも幹部の方はまだまだという感じで、

ほんの数年ですけども役付の女性が少しずつ入ってきています。分からない状況でこちらに出席させていただいて、申し訳なかったんですけども、すごく勉強になりまして、折に触れ、生活の中で考えることができて、これがまた役に立てればなと、言えればなと思い過ぎてきました。2、3日前に友人が話しているのを小耳に挟んだのですが、川西市の男性職員の方で、お子さんができて忙しくて、育休を取ろうかと思ったけれど、取得すると何かに響くから有給休暇で取ろうかなというお話を聞きまして、あれ、これはどういうことだろうと思いました。折角そういった制度があるにもかかわらず、3月の忙しい時に、3月に取られるそうなんですけれど、深くは尋ねなかったんですけども、そういうふうに制度は制度としてあるにしても、何かに影響するから有給休暇でお休みを取るとおっしゃっていましたので、やはりスムーズにはいかないのだなと、現実はなかなか難しいのだと、違うのだと思うことがありました。これから生活の中で、勉強させていただいたことを、言葉も少し難しいように感じていました。聞いたことがないような言葉も多々ありましたが、折に触れ勉強させていただきまし、日々の生活に生かさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【会長】ありがとうございました。お次は〇〇委員ですが、30分遅れでいらっしゃる予定ですが…。それでは2順目ですけど何か言い残したことなどありますか。

【事務局】副会長の方から何かございませんか。

【副会長】2年間本当にお世話になりまして、会長をはじめ、委員のみなさんが本当に良いご意見、ご感想を言ってくださいましたので、私もみなさんと同意見で、全て言っていただいたような形でございます。特に、私は任期の2年が終了いたしました。以前も委員をしておりましたこともございますし、今回の委員構成ですね、事務局の方が随分お考えになったのだと。私は前回の委員時の男女比の構成はかえって女性が多過ぎたといえますか、審議会は女性が0もしくは1人で、逆にもっと女性の登用を、ということなんですけども、今回は定員増で委員が増えたんですね。ですが、前回の構成は確か8割が女性で、男性が1人か2人くらいで、男性のご意見をもっと知りたかったというのがありまして、女性がこうあるべきだという話題に終始していたかなと感じました。やはり審議会は男女ともに考える、今回は委員構成として良かったと思いました。恐らく事務局の方もそうされたのだというのがありますし、あと職種に関しましてもバラエティがありましたし、今回後藤委員に入っていたので教育現場の声を聞く事ができたということもありました。今思っていることを委員のみなさんにおっしゃっていただきましたし、本当にざっくばらんに率直な意見があがってきて、バランスのとれた審議会として進めてこられたのではないかなと思います。次回4月からの審議会の委員構成でありますとか、職種の部分でも工夫はしていただけるかなと思っております。やはりプランを考えるにあたりまして、教育という部分をみなさんおっしゃっていただき、普段の生活の中でどれだけ意識を持つかというところで、今回委員の方々もおっしゃっていただき、一つの参加で、心の持ちようで広がっていくものだと思いますので、知っていることだと思ってもまだまだ知らないことだったり、言葉が一人歩きするのではなく、現場のことを考えられたらと思っております。それから、育休に関しまして現実に制度が追いついていないだとか、マタハラの問題であるとか。〇〇委員にも言っていただきましたが、男性の育休というのが本当に取れないというのはまさにそうですし、昇進の問題であるとか、そういったところのフォローが今後必要となってくると思いますので、女性の活躍だとか、一方で問題も出てきたということで制度と現実を上手に噛み合わせた、プランの改定版になっていければなと考えております。みなさんに問題意識を出していただけたこと、私非常に勉強になりまして、感謝いたしております。あり

がありがとうございました。

【会長】私も特に付け加えることはございませんけども、調査報告の一番最後の自由記入のところで、みなさんがおっしゃいましたように川西の男女共同参画審議会は非常に熱がこもっていて、本音でみなさん意見を言っていたので、本当に素晴らしかったと書いていらっしゃる方がおられました。本当に本音と建前で分かれてというのは日本社会の現状ではありますけども、それを越えて、自分たちの生き方を変えてという観点から、自分の経験も含めて、仰っていただいたことが、そういった機運がこの審議会にはあったように感じます。私もいくつかの審議会に出席してまいりましたが、本当に自分の生き方を変えたいという気持ちで、女性の方たちは特にそういうことから学ぶことが多かったとおっしゃっています。男性はですね、変えたいんだけど現実が動いていてなかなか変えられないと、何か地層の深いところで男と女の垣根を越えるのは、日本の社会、文化においてはとても力が必要だと思います。そういうところを女性だけでは変えられないから、結局男性も意識を変えようという一歩も二歩も前進されたいなと思います。この川西の審議会でも、男性は多いですね。ですが審議会委員の報告も含めて非常に熱心に問題定義していただいて、市議会議員の方が出席している男女共同参画審議会がありましても、ほとんど発言されない、何か言ったら都合が悪いかなと非常に消極的に座っていらっしゃるだけの審議会も多いですけども、川西市は違います。川西市の審議会は群を抜いて、男女共同参画だなと感じました。やはり私たちはみなさんと同じく生活改革、生活の中から育っていかないといけないと、教育もやはり子どもの頃から生活を変えようといったことを先生方の視点にさせていただけたらなと思います。それぐらいでしょうか。非常に熱の入った審議会として進めてまいりまして、とても楽しく過ごせました。ありがとうございました。私からは以上ですので、進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】まだお時間ございますので、何か意見交換したい事がありましたらお願いいたします。

【委員】よろしいですか。

【事務局】はい、どうぞ。

【委員】先ほど〇〇委員の方から、性同一性障がい生徒がいるという、中学校等々とも連携をとっているというお話を聞いて、制服はどうされているんでしょうか。

【委員】いや、そこまで。今は4年生なんですけども、次の年度は5年生になるんですけども、それは今後ですね。

【委員】小学校の間は自分の好きな格好ができますので、男の子が女の子の格好を、ですが男の子がスカートをはくことはあまりないかもしれませんが、女の子がそうならズボンでも全然大丈夫なんですけども、中学校に入学した途端に男女別の制服になって、これがストレスになって学校に行けなくなるといったことがあります。比較的大きな話題になっているにもかかわらず、やはり女の子はあの制服で、男の子はこの制服でとなっているんです。何年か前に保護者の方から、それは性同一性障がいという訳ではないんですけども、どうして女の子は、いわゆる素脚に靴下なんですか、風邪をひいているのになぜタイツをはかせないんだということが話題になりまして、そのことについて教育委員会と話したら、学校によって認めていないところと、肌色しかダメと、私が小学生の頃と比較しましてもひどい状態がありまして、それは、男の子はズボンの下は何をはいてもい

いにかかわらず、女の子はかわいそうなことに体操服を折り返してはいている。先ほど会長がおっしゃっていましたが、生活の中からしっかりと見直していかないと、「いや、これは慣例ですから。」と言ってしまえば何も変わらない。ですから、せっかくなにかとカミングアウトして、これからそういう自分として生きていくのだとしたならば、しっかりとこの制服の問題は考えてあげてほしいと思います。以前にも申し上げましたが、私どもの時代は、いやもっと年を重ねていますが、お母さんのいない子は白いカーネーション、お父さんのいない子も何がし、といった感じでした。胸に突き刺さるんです。これは完全に学校におけるいじめだなと思います。そうです、誰から見ても、あの子はお父さんがいないお母さんがいないというレッテルを貼って歩くのです。ですから、いじめというのは子ども同士のみという訳ではなくて、そういった慣習の中に組み込まれたいじめというものがあって、いやいや、自分の時代では変えないというおとなたちの暗黙の了解の中で子どもたちがいる。大多数の子どもたちにとっては違和感がないからそれでいいのですが、違和感のある子どもにしましたら、針のむしろです。ですからいまだに私は白いカーネーションが大嫌いです。それは私が子どもの頃の時代です。そして私が親の世代になった時に、学校の宿題で、自分の名前の由来を聞くというものがありません。その時は、連絡帳の端から端まで、「わが子は自分の親に名前の由来を聞く事ができるけども、私は自分の名前の由来を親から聞くことはできません。そのことをやめなさい、ではなく、そういう子がいるということをつかっただけで配慮して授業をしてください。」ということを担当の先生にお伝えしました。その子にとって学校が自分の居場所になる、勿論、家庭が居場所になっていけばいいですけども、家が居場所にならない子どもが増えていきます。ですから、せめて地域であったり、隣のおばさんの家でもいいですし、私の場合は学校が居場所でしたので、学校の先生がたくさん関わることではなくて、気に留めてくださっている、というだけでいいのです。自分の変化に気づいてくれているおとながいる。それだけで子どもたちは安心してその場所に自分の身を委ねていけると思います。そういう配慮と教育現場で教師が正しいところからスタートするのではなく、教師も親も間違ふことだってあるよ、そして、変わっていきよということ、失敗もあるでしょうし、私自身保育所の頃にたくさん失敗してきましたから。ですから、その中で気づいて、学んで、繰り返して私も成長させてもらいました。今もそうです、きっと死ぬまで成長だと思っております。そういった取り組みにしていきたいですし、子どもたちが置かれている実態、これから自分らしく変えていけるような教育になっていけば、先生も子どもたちも、親も気負わなくて済むのだらうなと思います。先日の性教育のお話は、本当に私の時代にもあれば良かったなと感じています。ですが今は頑張ってくださいですので、そこは更に進めていってほしいところです。今後、中学校の制服の問題も含めて、これは制服問題ではなく、男女共同参画、人権というところで、それが根底にあると思っていますので、そういう捉え方でぜひ、私も期待をしております。

【委員】中学校の制服はどうして、女の子はスカートなのでしょう。私の孫は女の子なんですけども、小学校のときはズボンで過ごしたんです。そうして、中学生になったらスカートをはかないといけなないということがすごく嫌だと言っていて、私その時に何とも答えられなくて、制服だからしかたないと言ったんですけども、現実はどうしてズボンではダメなのでしょうね。

【委員】今私学では女の子もズボンを認めているところもたくさんあるんです。TPOと言いますか、その子の体質と言いますか、そういったことも含めてズボンをはいて通学しているのを見かけますので、その学校は進んでいるんだなと思います。

【委員】日常生活でもよくズボンをはきますよね。ですが制服となったらスカートですよ。

ズボンはずボンでいいですよ、と。

【委員】そうですね。

【委員】選べるというのがいいですよ。女の子だから男の子だからというのではないですよ。寒いものは寒いんですから、女の子は冷やしたらいけませんし。〇〇委員ぜひ・・・。

【委員】また課題が見えましたね。

【委員】選べるというのは大事ですよ。

【委員】分かりました。

【事務局】他にはございませんでしょうか。

【委員】質問ですが、中身につきましてはこれから作っていくとは思いますが、23ページに危機管理のことが記載されていますけども、外国人の人権について触れられていますよね。外国人の人権も大事ですが、この男女共同参画プランで色々な人権課題がある中で、どこまでを範囲にしていけばいいのかと思うんですけども、そのあたりを事務局としてはどのように整理されているのでしょうか。

【事務局】まずこの下線が引いてある箇所につきましては、作業部会で変更したところです。おっしゃった23ページの上から4番目のことにつきましては、これまでのプランの中に外国人に関することが入っていますので、審議会の中で、ほかにも人権課題はありますし、もう外国人についてはあえて載せる必要がないのであれば、載せなくてもいいのかなど。他市のプランを見ますと、それぞれが踏み込んでいるところと、踏み込んでいないところが本当に様々です。どれが正解という訳ではないと思いますので、この川西市男女共同参画の審議会の中で、是非プランの中に入れましょう、もしくは、やめましょうというものがあればご意見を出していただいて、決めていければと思っています。

【委員】外国人女性のDV被害について書かれてありますが、ほかにも障がい者の女性の被害もあるだろうなと思ひまして。

【事務局】そうですね。

【委員】では今後の課題ということで。

【事務局】そうですね、それは全てに言えることなんです。ですので、ある市のプランは性的マイノリティに関することを一つの大きな課題として、大きなカテゴリーで載せている市もあれば、全く触れていない市もあれば、川西市のように基本課題には上げていないけれども、「教育」の中に入れたり、また、「教育」ではなく、「安全・安心・健康」に入っているところもあります。本当に、これが正解というのではないと思います。

【委員】ありがとうございます。

【事務局】ほかにございませんでしょうか。もうそろそろお時間になりますので、それでは、本日いただきましたご意見やご助言を第3次男女共同参画プランの見直しに生かしていきたいと思えます。最後に、市民生活部長よりご挨拶をさせていただきます。

【事務局】これを持ちまして、第4回川西市男女共同参画審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。本日お車でお越しの委員のみなさまには駐車サービス券をご用意しておりますので、事務局までお声かけください。ありがとうございました。

終了